

令和2年度12月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年12月11日(金)  
 召集場所 西伯郡伯耆町吉長49番地 岸本公民館大会議室  
 出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名  
 事務局 2名

1	開会宣告	午前9時30分
	事務局	これより令和2年度第10回目の定例会を開催します。
2	会長挨拶	会長挨拶
3	議事録署名委員選任	議事録署名委員は、2番 安酸委員・3番 中曾委員にお願いします。
4	報告事項	
		【報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】
	加川議長	報告第21号、事務局より報告をお願いします。
	事務局	報告第21号の朗読
	加川議長	皆様の方から報告第21号について、何かご質問・ご意見はありますか。
	加川議長	ないようですので、報告第21号、報告させていただきます。
		【報告第22号 公共事業の施工に伴う付帯設備に係る農地転用報告書について】
	加川議長	報告第22号、事務局より報告をお願いします。
	事務局	報告第22号の朗読
	加川議長	皆様の方から報告第22号について、何かご質問・ご意見はありますか。
	加川議長	ないようですので、報告第22号報告させていただきます。
		【報告第23号 認定電気通信事業者が行う無線基地局の設置に伴う農地転用について】
	加川議長	報告第23号、事務局より報告をお願いします。
	事務局	報告第23号の朗読
	加川議長	皆様の方から報告第23号について、何かご質問・ご意見はありますか。
	上田委員	ひとつよろしいですか。 この電気通信事業ですが、たとえばこの土地の面積が1,315㎡とまあまあそれなりの面積があるのですが、この土地は農振農用地域とかそういうことは関係ないのでしょうか。
	事務局	こちらの認定電気通信事業者が行う無線基地局というものが電波の関係で、公共性が高いということで、本来だったら転用という手続きが必要ですが、農振農用地とか、農地の区分関係なく、届け出で転用が出来るということになっています。
	上田委員	たとえば、田んぼのその中にぼんと建てたいという場合でもオッケーなのですか。
	事務局	許可制ではないので、土地の所有者が納得されて届出されれば、それは止める手立てというのがなかなかないのではないかと思います。
	事務局	そういう事例がありますか。

上田委員	以前、公共事業などでも、普通農振農用地などは、除外してからやれるという全然何もしないで農振農用地を除外せずに、こういう転用をするのかと思いました。
事務局	やり方はそうなんですけど、農地の真ん中にぽつんと建っているということは多分ありえないと思います。 その所有者が納得されないのではないかと思います。
事務局	よっぽど建てる場所がなくてというのなら、あるかもしれませんが。
上田委員	そこらへんがどうなのかと思いました。
事務局	図面が付いていますので、そちらをご覧ください。 多分その農地の隅の方だと思います。 この図面で言うと、細長い農地の一番右下の方にその基地局を建てられるのだと思います。今のご意見を参考にさせていただいて、もし農地のど真ん中に基地局が建てられているようなことがあれば、話を伺いたいと思います。 わかりました。
野坂委員	今の関連で、農地は関係ありませんが、 景観条例が何かの関係で。農業委員会には関係ありませんけど。
事務局	景観条例がかかっている区域だとあります。
野坂委員	なぜかという、岸本地内に一回、二十何メートルの鉄塔を建てかけたけど、大山が隠れるので、上の方を撤去させてくれということがありました。
加川議長	そういうことがありました。送電線で大山が隠れてしまうということで。 ですから、二十何メートルのアンテナなど、多分そんな大きなものは建たないと思います。
事務局	県の景観条例の規制は県ですので、農業委員会ではとても無理です。町ではないです。
野坂委員	町には、そういうような条例はないのですか。
加川議長	町にもあって、たしか八郷から上のあたりは、景観条例であまり大きなものは建てられないはずです。
事務局	景観条例は県です。
野坂委員	そうすると、町では審議はしないのですね。審議する部署はないのですか。
事務局	知らないかもしれませんが、産業課ではありません。 環境関係で、もしかしたらあるかも知れません。
野坂委員	環境条例と高さ制限とかそういうのがあるのかと思って、ちょっと聞いてみました。
事務局	そのところはわかりません。
加川議長	わからないこともありますが、いずれにしても、大殿の方でモバイルのアンテナが建つということでの報告ですので、ご承知願いたいと思います。
加川議長	そのほかに何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	なければ、報告第23号、報告させていただきます。
5 議事	
加川議長	議事に入ります。
加川議長	議案第56号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)に対する意見の決定について、事務局より説明をよろしく申し上げます。

事務局	議案第56号の朗読 農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)に対する意見の決定を求めるものです。 内容につきましては、担当の産業課の横山職員の方からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
横山職員	農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正(案)について説明
事務局	農用地の利用・集積に関する目標等についての説明
加川議長	今、横山職員から説明がありましたが、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
	ないようでしたら、採決をさせていただきます。
	議案第56号、この基本方針で今後進めてもよろしいでしょうか。 賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第56号は、可決・承認されましたので、以後この方針でいくことに決めますので、よろしくお願いいたします。
加川議長	議案第57号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第57号の朗読
加川議長	議案第57号、地元農業委員の中曾委員さんの方から説明よろしくお願いいたします。
中曾委員	自家用以外の農地をほとんど貸付けされています。 さきほどありましたように、1番の約半分以上は貸付けをされています。 3件とも12月2日に、妹尾委員さん、宅野委員さん、事務局の安藤さんとで現地確認を行いました。1番・2番については、本人も立会されています。 まず1番目ですが、譲り受け者は所有者の分家にあたりまして、この分家に跡取りがないということで、よく以前から譲り受け者がその農地等を管理しておられます。 農地もブロッコリーなどを作っておられましたが、今後農業の意向が無いということで、親戚である譲り受け者に贈与したいということです。 2番目は、3筆になっていますが、実質は1筆になっています。 1番と2番については、以上です。 3番は別件なので、区切ってよろしいでしょうか。
加川議長	別件ということであれば、あとにします。妹尾委員さん、何か補足説明はありますか。
妹尾委員	さきほど12月2日に、今言われた関係者の方と、現地を見させていただきました。 1番・2番とも中曾委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	宅野委員さん、何か補足説明はありますか。
宅野委員	同じく中曾委員の方から説明があった通りですので、審議のほどよろしくお願いいたします。
加川議長	説明が終わりました。 議案第57号の1番と2番につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。 採決はひとつずつ、行ないたいと思います。

加川議長	議案第57号の1、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第57号の1は、可決・承認されました。
加川議長	議案第57号の2、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第57号の2は、可決・承認されました。
加川議長	3番目につきまして、中曾委員さん説明をお願いします。
中曾委員	<p>3番目の件ですが、これも同じく12月2日に妹尾委員さん、宅野委員さん、事務局の安藤さんと申請者の代理人の司法書士の方が現地を確認されました。</p> <p>申請者は、昨年か一昨年、隣の土地に非農地証明が出ていまして、そこに家を建てられました。非農地のところを購入されて家を建築された方で、この度の農地もこの家の周辺です。航空写真を見てもらえばわかると思いますが、申請者が1900番地でほんのすぐ隣の土地に現在家を建てられました。</p> <p>家の周辺の農地を農業利用したいということで、この度購入されました。このような状況です。</p> <p>審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
加川議長	妹尾委員さん、補足説明よろしく願いいたします。
妹尾委員	<p>さきほど中曾委員さんの言われたとおりですが、スカイタウンのちょうどメイン道路を上がって左に入った所で、大山が見えて見晴らしのいい所です。さきほど言われた申請者がこの度かかる所のそばに住宅を建てておられまして、その辺の田んぼを合わせて購入ということです。</p> <p>審議のほどよろしく願いいたします。用途につきましては、事務局から補足をしていただければと思います。</p>
事務局	<p>補足させていただきます。</p> <p>6反の内訳ですが、ワイルドフラワー、これは花だと思いましたが、これが600㎡、あと芋を600㎡、カタクリの花が2,200㎡、柿と栗で2,600㎡、合計6反を耕作されていく計画を立てておられます。</p> <p>今回買われたメインとしては、農業をやるということでもあります、事務局に何回も転用の相談があったような所です。やはり自分が買った家の周りがせっかく景観もいいので、太陽光発電とかの転用目的のために、転用されても困るということで、周りの景観を維持するということと、またゆくゆくは小学生とかの交流の場にしたいということで今回買われたということで聞いています。</p>
加川議長	宅野委員さん、何か補足説明はありますか。
宅野委員	今、中曾委員と事務局の方から詳しい説明がありました。ほんとに素晴らしいと思っています。審議のほどよろしく願いいたします。
加川議長	議案第57号の3番につきまして、皆様何かご意見・ご質問はありますか。
畑委員	<p>ちょっと確認をさせて下さい。</p> <p>この後藤さんという方は、年齢はどれくらいの方ですか。新規就農者にあたるのでしょうか。</p>
事務局	新規就農者にはあたりません。認定農業者ではないです。
事務局	新たな農業者にはなります。
畑委員	この方は、面積を全然持つておられませんよね。今回の分で6反の耕作でクリアしますが、さっき事務局の方から説明がありましたが、今まで全然農業の経験がないが、新規

	<p>に農業をされるということですか。</p> <p>周りの景観を損ねてはいけないので、そこを新規就農みたいな形で、花を植えたり、いろいろされるということですか。年齢はどれくらいの方ですか。</p>
事務局	<p>37歳の方です。お父さんと二人でメインでされる計画で、草刈りなどはシルバーセンターに頼みたいということ。この臨時雇用2～3人というのは、シルバーセンターの方を想定されています。</p>
野坂委員	<p>前は何をされていた方なのでしょうか。</p>
事務局	<p>それはわかりませんが、多分お金が有るということだと思います。</p>
加川議長	<p>ほかにご質問はありませんか。</p>
加川議長	<p>少し聞いてみますが、ここのブルーの所と、緑の所と緑でない灰色みたいな所は何が生えているのですか。</p>
事務局	<p>これは何が生えているか分かりませんが、物が埋まっている所と、畑で耕耘だけしてある所の差だと思います。写真の色の話ですか。</p>
加川議長	<p>ここが一筆になっていますよね。</p>
事務局	<p>実際には窪は分かれていますし、段差もついています。これで一筆です。</p>
加川議長	<p>これで4,678㎡ですか。</p>
事務局	<p>ただ実際はその筆の中で、かなり段差が付いています。特に茶色の所と緑の所は段差がかなり付いている所です。</p>
加川議長	<p>質問がないようですので、採決に入らせていただきます。</p>
加川議長	<p>議案第57号の3、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
加川議長	<p>全員賛成。議案第57号の3は、可決・承認されました。</p>
加川議長	<p>続きまして議案第58号 農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号農用地利用集積計画の審議について朗読 今回関係する委員さんがおられますので、会長さんの方はその都度関係委員さんにご退席いただいて審議をお願いしたいと思います。</p>
加川議長	<p>最初に資料番号48から50までを審議したいと思います。 亀山委員さん、退席をお願いします。</p>
	<p>事前に配布して目を通していただいていると思いますので、採決に入りたいと思います。</p>
	<p>議案第58号の1（資料番号48～50）について、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>全員賛成。議案第58号の1（資料番号48～50）は、承認されました。</p>
加川議長	<p>次に資料番号88から97までを審議したいと思います。 中村委員さん、退席をお願いします。</p>
	<p>採決に入りたいと思います。</p>
	<p>議案第58号の2（資料番号88～97）について、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	<p>全員賛成。議案第58号の2（資料番号88～97）は、承認されました。</p>
加川議長	<p>次に資料番号127から128までを審議したいと思います。</p>

	内藤委員さん、退席をお願いします。
	採決に入りたいと思います。
	議案第58号の3（資料番号127～128）について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第58号の3（資料番号127～128）は、承認されました。
加川議長	その他の者による上記の番号以外の台帳番号の案件を審議したいと思います。
	その他の案件の採決に入りたいと思います。
	その他の案件について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。上記の番号以外の台帳番号の案件は、承認されました。
加川議長	続きまして、議案第59号 農用地利用配分計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第59号、朗読 4番目は会長が関係する議事ですので、まずは3件を審議したいと思います。
加川議長	議案第53号の1（1～3）について、採決に入らせていただけてよろしいでしょうか。
	では、採決に入らせていただきます。
	議案第59号の1（1～3）について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第59号の1（1～3）は、承認されました。
加川議長	続きまして、議案第59号 農用地利用配分計画（案）4の審議について、私の関係する案件ですので、議長を亀山委員さんに代わりたいと思います。亀山委員さん、よろしくをお願いいたします。
事務局	議案第59号の2、農事組合法人伯耆の郷の案件、朗読
亀山議長	会長の案件ですので、議長を交代させていただきます。 さっそくですが、議案第59号の2につきまして、採決に入らせていただきます。
	議案第59号の2について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第59号の2は、承認されました。
加川議長	続きまして、議案第60号 令和3年度春季・秋季農作業労働標準賃金の設定について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第60号、朗読 簡単に説明いたします。昨年から変更点はありません。変更になったところが、36ページ目の枠の左から1、2、3適用という欄の一番下段『もみ摺り・乾燥』というところがありますが、その中の4番目、最初から読みますと、色選を含む。袋代は別途。もみ摺り・色選のみが700円 そこに【もみ摺りのみ】がありませんでしたので、【もみ摺りのみ 500円】これを追加させていただいています。昨年改定を行っておりますので、今年度の金額の改定はないという内容ですので、よろしくをお願いいたします。
加川議長	今、事務局から説明がありましたが、この議案第60号につきまして、何かご質問・ご

	意見はありますか。
加川議長	ないようですので、採決に入らせていただいてもよろしいでしょうか。
	議案第60号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第60号は、承認されました。
加川議長	本日の議案は、以上で終わります。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、事務局から何かありましたらお願いします。
野坂委員	広報からです。 お手元に配布されていると思いますが、『農業委員会だより』をこれで発行したいと思います。 もし何かありましたら、今月中に事務局の方へ申し出ていただきますようお願いいたします。合わせて、賃金もお願いします。
事務局	今日、審議していただいて決定した結果を、A4判の1枚ものを折り込みまして、全戸配布したいと思います。
野坂委員	以上です。
加川議長	よろしいでしょうか。 ではこれで発行させていただきますので、よろしく願いいたします。
加川議長	次回の定例会は、来年1月15日金曜日、午前9時30分から本庁舎3階の大会議室で行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
加川議長	以上をもちまして、第10回の農業委員会定例会を終了したいと思います。
7 閉会	午前10時40分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

2番

安 暖 昭

3番

中 野 和 好

